

■平成 30 年度強度行動障がい支援者養成研修に関する従事要件・加算（1 / 2 頁）※詳細は必ず厚生労働省令・告示・通知等又は事業所所在地指定権者にご確認ください。

サービス種別 (加算名称)	研修要件 (いずれかの修了)				加算の届出	その他要件等 ※主なものを記載しています。 必ず厚生労働省令・告示・通知等をご確認ください。	経過措置
	強度行動障がい者支援者養成研修	行動支援者養成研修	重度訪問介護従業者研修※1	その他			
行動援護 ※従事要件<必須>	基礎かつ実践	○			—	支援計画シート及び支援手順書記録用紙を作成 実務経験※2 ・サービス提供責任者：3年 ・従業者：1年	サービス提供責任者：平成33年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、5年以上の実務経験(※2)を有することで足りる。 従業者：平成33年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であつて、実務経験(※2)2年以上有する者は、当該基準に適合する者とみなす。
施設入所支援 (重度障がい者支援加算(Ⅱ))	体制の評価	基礎かつ実践	○		有	支援計画シート等を作成 ※強度行動障がい有する者が入所していない場合は算定しない。	平成27年3月31日において重度障がい者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、平成31年3月31日までの間は、左記研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合は加算の対象とする。
	個別の支援の評価 ※体制の評価が算定されている場合に限る	基礎	○	○		指定障がい者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員に加えて、左記研修修了者を配置。実践研修等修了者の作成した支援計画シート等に基づき、左記研修修了者が、強度行動障がい有する者に対して夜間に個別の支援を実施(施設入所支援の時間帯に4時間程度従事)した場合、左記研修修了者1人につき当該利用者5人まで算定できる。	
短期入所 (重度障がい者支援加算)	基礎	○	○		有	重度障がい者支援加算が算定されている指定短期入所事業所で、強度行動障がい有する者に対して、左記研修修了者が支援を行った日は、さらに1日につき10単位を算定可能とする。(加配は要さない。)	
共同生活援助 (重度障がい者支援加算)	サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上				有	重度障がい者等包括支援の対象となる利用者に指定共同生活援助を行った場合に算定。	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間は、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上に左記研修の受講を予定している場合は、要件を満たすものとする。
	基礎かつ実践	○		○		常勤換算方法で、指定障がい福祉サービス基準上の共同生活援助の生活支援員の員数に加えて、上記対象者の支援のために必要となる生活支援員を加配。	
	生活支援員のうち20%以上					実践研修又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がい有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。	
基礎	○	○	○	※4			
児童発達支援・放課後等デイサービス (児童指導員(有資格者)等配置加算)	基礎	○	○		有	児童発達支援(センターを除く)又は放課後等デイサービスで主に重心児以外を対象に事業を行う場合に算定。 児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数のうち、1以上が児童指導員、保育士又は左記研修修了者であること。	
児童発達支援・放課後等デイサービス (指導員加配加算)	基礎	○	○		有	児童発達支援(センターを除く)又は放課後等デイサービスで主に重心児以外を対象に事業を行う場合に算定。 児童指導員等配置加算を算定していること。 人員配置基準上必要となる員数に加え、児童指導員、保育士又は指導員が常勤換算で1人以上配置。 児童指導員、保育士又は左記研修修了者が、児童指導員等配置加算の算定に必要な職員を含め、常勤換算で2人以上配置。	
福祉型・医療型障がい児入所施設(重度障がい児支援加算を算定している施設で強度行動障がい支援者養成研修修了者を配置する場合)	基礎かつ実践	○			有	重度障がい児支援加算を算定していること。 左記研修修了者を1人以上配置し、その者が支援計画シート等を作成していること。	
	基礎	○	○			支援計画シート等に基づき、左記研修修了者が当該加算対象の入所児童に対して支援を実施していること。	
福祉型障がい児入所施設 (強度行動障がい児特別支援加算)	基礎かつ実践	○			有	左記研修修了者を1人以上配置し、その者が支援計画シート等の作成等設備及び職員配置基準等を満たすことが必要。	
	基礎	○	○			支援計画シート等に基づき、左記研修修了者が当該加算対象の入所児童に対して支援を実施していること。	

■平成 30 年度強度行動障がい支援者養成研修に関する従事要件・加算（2 / 2 頁）※詳細は必ず厚生労働省令・告示・通知等又は事業所所在地指定権者にご確認ください。

サービス種別 (加算名称)	研修要件 (いずれかの修了)				加算 の 届出	その他要件等 ※主なものを記載しています。 必ず厚生労働省令・告示・通知等をご確認ください。	経過措置
	強度 行動 障がい 者 養成 研修	行 動 障 がい 者 支援 者 養成 研修	重 度 訪 問 介 護 者 養成 研修※1	その他			
共同生活援助を行う重度障がい者等包括支援事業所 (強度行動障がい者地域移行特別加算【新設】)	基礎 かつ 実践	○			有	障がい児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障がい者に対して、退所して1年以内のうち地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、左記研修修了者が実施した場合、加算できる。	平成31年3月31日までの間は左記研修の受講を予定している者を1人配置している場合は、基準に適合するものとみなす。 平成31年3月31日までは世話人又は生活支援員のうち左記研修修了者が10%以上かつ受講予定者の割合が10%以上である場合は適合するものとみなす。
	基礎	○					
宿泊型自立訓練 (強度行動障がい者地域移行特別加算【新設】)	基礎 かつ 実践	○			有	障がい児支援施設に1年以上入所していた強度行動障がい者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、左記研修修了者が実施した場合、加算できる。	
	基礎	○					
生活介護 (重度障がい者支援加算【新設】)	体制加算 基礎 かつ 実践	○			有	一人以上配置し、支援計画シート等を作成 ※強度行動障がいを有する者が利用していない場合は加算しない。 (障がい者支援施設が行う生活介護を除く。) 一人以上配置した実践研修等修了者の作成した支援計画シート等に基づき、左記研修修了者が、強度行動障がいを有する者に対して個別の支援を実施した場合、左記研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できる。指定生活介護等の従事者として4時間程度従事が必要。 (障がい者支援施設が行う生活介護を除く。)	
	個人加算 基礎	○	○				
児童発達支援、放課後等デイサービス (強度行動障がい児支援加算【新設】)	基礎	○	○		有	左記研修修了者を配置し、強度行動障がいを有する障がい児に対して支援を実施した場合加算できる。ただし、重症心身障がい児に対し、所要の算定をしている場合を除く。	
計画相談支援、障がい児相談支援 (行動障がい支援体制加算【新設】)	基礎 かつ 実践	○			有	左記研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算できる。	

※1 重度訪問介護従業者養成研修行動障がい支援課程を指す。 ※2 知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に従事した経験を指す。

※3 嚥痰吸引等研修（第1号又は第2号）修了者を指す。 ※4 嚥痰吸引等研修（第1号又は第2号、第3号）修了者を指す。

注）本表中、基礎研修：強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）、実践研修：強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）を指す。